

総務財政委員会
令和5年9月19・20日
総務部 資料5番
所管 人事課

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

旅費の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例を改正する。

2 改正概要

職員へのパートナーシップ制度の適用に伴う規定整備

3 施行日

令和5年11月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の旅費に関する条例（昭和 26 年条例第 20 号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の旅費に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 20 号</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(7)まで （略）</p> <p>(8) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(9) 遺族 職員の配偶者<u>又はパートナーシップ関係の相手方</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 3 条から第 44 条まで （略）</p> <p>付 則 この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。</p>	<p>○職員の旅費に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 20 号</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(7)まで （略）</p> <p>(8) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 3 条から第 44 条まで （略）</p>